

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月27日

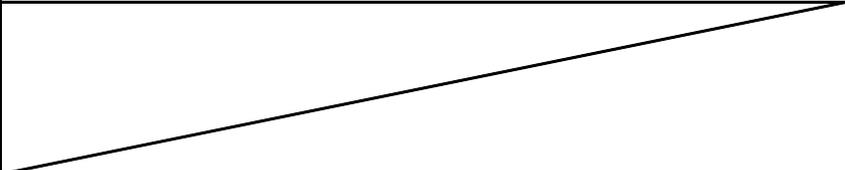
1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	墨田区
4. 届出番号	28
5. 独自利用事務の事例番号	108-4
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/mynumber/index.html

執行機関名 墨田区長

障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	墨田区重度心身障害者火災安全システム及び緊急通報システム事業実施要綱(平成12年3月31日11墨厚障第1064号)又は墨田区重度身体障害者等民間緊急通報システム事業実施要綱(平成23年10月20日23墨福障第773号)による緊急通報システム等の利用に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第一 第13の項 墨田区重度心身障害者火災安全システム及び緊急通報システム事業実施要綱(平成12年3月31日11墨厚障第1064号)又は墨田区重度身体障害者等民間緊急通報システム事業実施要綱(平成23年10月20日23墨福障第773号)による緊急通報システム等の利用に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	墨田区重度心身障害者火災安全システム及び緊急通報システム事業実施要綱(平成12年3月31日11墨厚障第1064号)第1条、墨田区重度身体障害者等民間緊急通報システム事業実施要綱(平成23年10月20日23墨福障第773号)第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、<u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>墨田区重度心身障害者火災安全システム及び緊急通報システム事業実施要綱（平成12年3月31日11墨厚障第1064号）第1条 この要綱は、<u>重度心身障害者の家庭内での火災に対する迅速な消火活動及び当該障害者の救助等を行い、在宅重度心身障害者の生命の安全を確保するとともに、身体障害者にあつては急病等の緊急事態に対し、地域の協力体制を確立することにより日常生活の不安を解消することを目的とする。</u></p> <p>墨田区重度身体障害者等民間緊急通報システム事業実施要綱（平成12年3月31日11墨厚障第1064号）第1条 この要綱は、民間事業者が運用する緊急通報システムを活用して、ひとり暮らし等の重度身体障害者及び難病患者（以下「重度身体障害者等」という。）に対し、民間緊急通報システム事業を実施することにより、<u>家庭内での急病等の緊急事態における重度身体障害者等の不安解消を図るとともに、在宅生活の安全を確保し、もって安心して暮らし続けられるよう支援することを目的とする。</u></p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>墨田区重度心身障害者火災安全システム及び緊急通報システム事業実施要綱（平成12年3月31日11墨厚障第1064号） 墨田区重度身体障害者等民間緊急通報システム事業実施要綱（平成12年3月31日11墨厚障第1064号）第1条</p>